

令和2年4月20日

徳島大学学生の皆様

理事・副学長（教育担当）  
河村保彦

学生生活及び課外活動について（4/20更新）

4月の移動時期を発端に、関東圏のみならず関西圏においても日々多数の新型コロナウイルスの新規感染者が出てきており、4月16日には緊急事態宣言の対象地域が、徳島県を含む全国都道府県に拡大されたことから、4月8日の標記通知内容を下記のとおり更新しますので、学生の皆様においては、引き続き、本学学生としての責任を自覚し、節度ある行動をとっていただきますようお願いします。

新型コロナウイルス感染症への対応に関しては、今後も感染状況等を確認しながら、随時、見直しを行うことを申し添えます。

※下記のうち下線部分は、令和2年4月8日付け通知からの変更箇所

記

1. 対象期間

令和2年5月6日（水）まで

2. 生活上の注意

(1) 感染予防

感染予防のため、5月6日（水）までは、県外への移動や不要不急の外出を避けるとともに、3つの密（密閉・密集・密着）を回避し、検温等による健康管理に努めてください。

(2) 県外への移動

徳島県からは、今回の緊急事態宣言の対象地域拡大に伴い、「不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けるよう住民に促す。特に大型連休期間においては、法第45条第1項の規定に基づき、都道府県をまたいだ不要不急の移動を自粛するよう、住民に協力を要請する。」との対処方針が示されています。

5月6日までの間に、やむを得ず県外へ移動する場合は、必ず各学部学務担当係へ連絡してください。

また、5月6日（水）までの間に、緊急事態宣言の特定警戒都道府県（東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡、北海道、茨城、石川、岐阜、愛知、京都の各都道府県）に移動した場合は、その理由の如何に関わらず、再び徳島県内に戻って以降、14日を経過するまでの間、自宅待機のうえ体調確認を行っていただくこととなりますので注意してください。

(3) 3つの密（密閉・密集・密着）を回避できない、また、マスクを着用しないよう指導される等、感染予防上、問題があると考えられるアルバイトは自粛してください。

※ 学生後援会に、学生の経済的支援を目的とする「学生金庫」の制度があります。無利息で10万円（上限）の貸し付けを受けることができる制度です。

詳しくは、各学部の学務係か徳島大学学生後援会にお問い合わせください。

(4) 飲食を伴う会合

店舗や自宅の別を問わず、新入生歓迎会や複数人による飲み会など、飲食を伴う会合への参加は自粛してください。

(5) 海外渡航

私事渡航は自粛してください。また、海外から帰国した場合は、14日間の自宅待機のうえ、体調確認を行っていただくこととなりますので注意してください。

3. 課外活動上の注意

(1) 課外活動

屋内・屋外を問わず活動を禁止します。また、練習や打ち合わせ等の活動についても禁止します。

なお、感染対策を講じたうえでの、健康維持のための自主トレーニングはこの限りではありません。

(2) イベント等

①学生団体等が主催するイベント（公式・非公式の別は問わない。）

学生団体等が主催するイベント（試合、大会、演奏会、ライブ、合宿、遠征、学内に学外者を招いての活動（練習試合等）等）は中止してください。

②他機関主催の大会やイベント

他機関主催の大会やイベントへの参加は自粛してください。

(3) 新入生勧誘活動及び歓迎イベント等

屋内・屋外を問わず、各学生団体等主催のこれらの活動は、手渡しによるチラシ等の配布も含めて禁止します。

ポスター等の掲示はかまいませんが、動画配信を行う場合は、事前に学生支援課に相談が必要です。

(4) 課外活動施設の使用

課外活動施設（学生会館、体育館、課外活動棟）については、全て使用を禁止します。

なお、感染対策を講じた上での、健康維持のための自主トレーニングなどで総合グラウンドを使用することはできますが、部室、トレーニングルームの使用は禁止します。

(5) 物品の貸し出し

物品の貸し出しは、行いません。

【本通知に関する問い合わせ先】

学務部学生支援課学生支援係

連絡先：088-656-7086、7287

【「学生金庫」に関する問い合わせ先】

徳島大学学生後援会

連絡先：088-656-7087